

保 険 募 集 指 針

岐阜商工信用組合

当組合は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めましたので、ご案内いたします。

当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。

当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。

《保険契約に係るリスクについて》

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。
また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

当組合は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。

当組合が取扱う一部の保険商品（「個人年金保険・住宅ローン関連の長期火災保険」を除く保険商品）につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲に制限が課せられています。

- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記 または のいずれかに該当する場合には、制限が課せられている保険商品をお取扱いできません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。

当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- (2) 当組合に事業性資金の融資の申込みをされている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方（お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限が課せられている保険商品をお取扱いすることができません。ただし、当組合の組合員の方はお取扱いできます。

当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。

当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応します。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

当組合は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

以 上

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

岐阜商工信用組合「お客様相談室」 電話番号：リ-ダ-イ-ル 0120-007-882

（サービス番号「7」）

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時